

東大阪大学短期大学部学則

昭和	4 0	年	4	月	1	日	制	定
昭和	4 1・4 2・4 3・4 4・4 5・4 8	一部改正						
昭和	5 1・5 3・5 4・5 5・5 6・5 7	一部改正						
昭和	5 8・5 9・6 0・6 1・6 2	一部改正						
平成	元・2・3・4・5・6・8・9・1 1	一部改正						
平成	1 2・1 3・1 4・1 5・1 6・1 7・1 8・1 9	一部改正						
平成	1 9	年	9	月	1	日	一部改正	
平成	2 0・2 1・2 2・2 3・2 4・2 5・2 6	一部改正						
平成	2 7・2 8	年	4	月	1	日	一部改正	
平成	2 9	年	4	月	1	日	一部改正	
平成	3 0	年	4	月	1	日	一部改正	
平成	3 1	年	4	月	1	日	一部改正	
令和	2	年	4	月	1	日	一部改正	
令和	3	年	4	月	1	日	一部改正	
令和	4	年	4	月	1	日	一部改正	
令和	5	年	4	月	1	日	一部改正	
令和	6	年	4	月	1	日	一部改正	
令和	7	年	4	月	1	日	一部改正	

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法の示すところに従い、村上学園建学の精神と伝統に基づき、一般教養と共に食物・保育・介護福祉に関する実地的な専門の学芸を授け、家庭・社会の良き形成者を育成することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての適切な項目については、別に定める。

(名称)

第3条 本学は、東大阪大学短期大学部と称する。

(所在地)

第4条 本学は、大阪府東大阪市西堤学園町3丁目1番1号に置く。

(学科及び学生定員)

第5条 本学に設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 科	コ ー ス	入学定員 (学級数)	収 容 定 員
実 践 食 物 学 科	栄 養 士 コ ー ス	2 5 人 (1学級)	5 0 人
	製菓衛生師コース	2 5 人 (1学級)	5 0 人
実 践 保 育 学 科		4 0 人 (2学級)	8 0 人
介 護 福 祉 学 科		8 0 人 (2学級)	1 6 0 人
計		1 7 0 人	3 4 0 人

(各学科の人材養成目的)

第5条の2 各学科の人材養成目的は、次のとおりとする。

【実践食物学科】

食べ物は、人が生きていくために必要であり、心と体の健康に深く関わっている。自ら興味・関心を持って食の大切さを学び、全世代の人々が健康で豊かな食生活を営むことができるように実践的職業教育を行い、社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。

【実践保育学科】

乳幼児期の保育・教育は非常に重要である。その保育・教育に携わる者に求められる深い知識と豊かな感性と専門的技術を身につける実践的職業教育を行い、社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。

【介護福祉学科】

本学科は介護業界が深刻な人材不足という社会的問題を抱えている中で、介護保険を中心とした制度を理解し、介護人材としての教養を備え、介護の考え方・コミュニケーション・計画立案といった介護の基本を確実に修得した人材を養成することを目的とする。

(修業年限)

第6条 本学の修業年限は2年とする。ただし、学生は4年を超え在学することはできない。

(長期履修制度)

第6条の2 前条の規定にかかわらず、本学において、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する者がいるときは、教授会において相当の資格があると認めたものにつき、本学の教育に支障がない場合に限り、学長が許可することができる。

2 長期履修学生に関する規程は別に定める。

第2章 授業科目及び履修方法

(授業科目)

第7条 授業科目は、一般教養科目、専門科目及び教職科目とする。

- 2 授業科目はこれを必修と選択に分ける。
- 3 授業科目及びその単位数は別表1に定める。

(授業単位)

第8条 各授業科目に対する単位数は1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準によって計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間又は40時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第8条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 教授会が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 教授会が必要と認めた場合には、前項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。
- 4 教授会が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(卒業の要件等)

第9条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表1に定めるところにより、次のとおり単位を修得しなければならない。

学 科	コ ー ス	科 目 区 分	必 要 単 位 数	合 計
実 践 食 物 学 科	栄 養 士 コ ー ス	一 般 教 養 科 目 専 門 科 目	12単位以上 52単位以上	64単位以上
	製菓衛生師コース	一 般 教 養 科 目 専 門 科 目	12単位以上 52単位以上	64単位以上
実 践 保 育 学 科		一 般 教 養 科 目 専門科目・教職科目	12単位以上 52単位以上	64単位以上

介護福祉学科		一般教養科目 専門科目	12単位以上 52単位以上	64単位以上
--------	--	----------------	------------------	--------

2 第8条の2の授業のうち、多様なメディアを高度に利用した授業方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

3 各学科において取得できる免許状及び資格の種類は次のとおりとする。

学 科	コ ー ス	免 許 状 及 び 資 格 等 の 種 類
実践食物学科	栄養士コース	中学校教諭二種免許状（家庭） 栄養教諭二種免許状 栄養士免許証 食品科学技術認定証書 社会福祉主事任用資格
	製菓衛生師コース	製菓衛生師受験資格 食品科学技術認定証書 社会福祉主事任用資格 ※中学校教諭二種免許状（家庭） ※他コース受講により取得
実践保育学科		幼稚園教諭二種免許状 保育士証 社会福祉主事任用資格 認定ベビーシッター資格
介護福祉学科		介護福祉士受験資格 社会福祉主事任用資格

4 教育職員免許状を取得しようとする者は、第1項に規定するもののほか、教育職員免許法並びに同法施行規則に規定する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

5 栄養士の免許証を取得しようとする者は、栄養士法並びに同法施行規則に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

6 保育士の資格を取得しようとする者は、第1項に規定するもののほか、児童福祉法施行令並びに同法施行規則に規定する修業科目（平成22年厚生労働省告示第278号）を履修し、その単位を修得しなければならない。なお、指定保育士養成施設としての定員は40名とする。

7 学校図書館司書教諭の資格を取得しようとする者は、中学校教諭二種免許状を取得するもので、細則3に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

8 食品科学技術認定証書を取得しようとする者は、実践食物学科の学生で、第1項に規定するもののほか、細則5に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

9 製菓衛生師の資格を取得しようとする者は、製菓衛生師法施行規則に基づく細則7に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

10 介護福祉士の受験資格を取得しようとする者は、第1項に規定するもののほか、社会福祉士介護福祉士学校指定規則に基づく細則8に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

- 11 教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て30単位を限度として本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 12 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。
- 13 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。この場合、前2項により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を限度とする。
- 14 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学もしくは短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修において履修した授業科目について修得した単位を、第11項及び第13項により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を限度として本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。なお、前3項により修得したものとみなす単位数と合わせる場合は45単位を限度とする。

(高大連携授業科目の既修得単位の認定)

第9条の2 本学と高大連携の協定書を交わした高等学校に在籍する生徒等は、当該協定に基づき、本学が開講する授業科目のうち指定した科目（以下、高大連携授業科目という。）を履修することができる。

- 2 前項により修得した単位は、本学に入学した者についてのみ認められる。
- 3 高大連携授業科目の履修に関する規程は、別に定める。

(単位修得の認定)

第10条 単位修得の認定は原則として試験による。ただし、第8条第2項の授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

- 2 試験は毎学期末又は学年末を行うことを原則とする。

(学習評価)

第11条 学習の評価については、S、A、B、C、Fとし、C以上を合格とする。

第3章 学年・学期・休業日

(学年)

第12条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期等)

第13条 学年を分けて前期及び後期の2学期とする。

前期は4月1日から9月20日までとし、後期は9月21日から3月31日までとする。

- 2 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて、35週にわたるものとする。
ただし、学校運営上、年度により一部変更することがある。

(休業日)

第14条 休業日は次の通りとする。

日 曜 日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

開学記念日 1月25日

春季休業日 3月19日から3月31日まで

夏季休業日 8月1日から9月10日まで

冬季休業日 12月22日から翌年1月7日まで

ただし、授業・試験等の都合により休業日を変更し、また休業日に授業を行うことがある。

第4章 入学・休学・転学・転学科・退学・卒業・除籍

(入学時期)

第15条 入学の時期は毎学年の始めとする。

ただし、転学及び再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了したものを含む）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規程により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選考)

第16条の2 前条の入学者の選考については別に定める。

(入学手続)

第16条の3 前条の規定による選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに入学金を納付するとともに、所定の書類を提出しなければならない。

(休学)

第17条 病気その他の事由により休学しようとする者は、保証人連署の上、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

ただし、病気を事由とする場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学のための在籍料は別に定める。

3 休学の期間は1カ年を原則とし、特別の事情があると認めた場合は、さらに1カ年延長することができる。

- 4 休学期間中でもその事由が解消し、復学しようとする者は、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(転学)

第18条 本学から他の短期大学へ転学しようとする者は、その事由を具し、保証人連署の上、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

- 2 他の大学から本学へ転学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することがある。

(転学科)

第18条の2 本学の学生で他の学科に転学科を希望する場合は、当該学科において選考のうえ教授会の議を経て、学長が転学科を許可するものとする。

(再入学)

第19条 願い出により本学を退学した者が、退学後2カ年以内に再び本学へ入学を希望するときは、選考の上、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することがある。

(退学)

第20条 退学しようとする者は、保証人連署捺印のうえ、所定の様式により退学願に学生証を添えて提出し、学長の許可を受けなければならない。

(卒業)

第21条 本学に2年以上在学し、第9条に定める所定の単位を修得した者に対し、学長は教授会の議を経て卒業の認定を行う。

- 2 卒業の認定を受けた者は、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。
3 卒業要件は満たすものの、介護福祉士の国家資格を授与されないものについては、卒業延期し、その間に必要な単位を修得できるものとする。

(除籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 在学期間が4年をこえ、なお卒業に必要な単位を修得していない者
ただし、休学期間は加えない。
(2) 授業料その他所定の費用の納入を怠り、催告を受けても納入しない者
(3) 長期間にわたり行方不明の者
(4) 死亡した者

第5章 職員組織・教授会

(職員組織)

第23条 本学に学長、副学長、事務局長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

- 2 本学に学長代行を置くことができる。学長代行は、学長から委嘱及び指示を受けた本学の日常業務

を執行する。

- 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(教授会の構成)

第24条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、学長代行、副学長及び教授・准教授・専任講師・助教をもって構成する。
- 3 事務局長は常に出席し意見を述べることができる。
- 4 学園の理事長及び学長が必要と認めた本学の職員は会議に列席することができる。

(教授会の運営)

第25条 教授会は学長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 学長不在のときは、学長代行又は副学長が議長となる。

(教授会の審議事項)

第26条 教授会は次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前二号で掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及びその他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第6章 科目等履修生

(科目等履修生)

第27条 本学の学生以外の者で1又は複数の授業科目の履修を願い出る者(以下「科目等履修生」という。)があるときは、学生の学習を妨げない限り、選考のうえ許可することがある。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第10条及び第11条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生に関する規定は別に定める。
- 4 科目等履修生に関する選考料、履修料は別に定める。

第7章 入学検定料・入学金・授業料等

(入学検定料・入学金・授業料等)

第28条 本学の入学検定料・入学金・授業料等は別に定める。

- 2 授業料は2期に分け毎学期始めに納入するものとする。
- 3 一旦収受した納付金は原則として返還しない。

第8章 図書館

(図書館)

第29条 本学に図書館を設ける。この規定は別に定める。

第9章 学 生 寮

(学生寮)

第30条 本学に学生寮を設ける。この規定は別に定める。

第10章 賞 罰

(表彰)

第31条 本学の学生で性行善良・学術優秀で他の学生の模範となる者は、教授会の議を経てこれを表彰することがある。

(懲戒)

第32条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は退学・停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなく出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本文に著しく反した者

第11章 改 正 等

(改正等)

第33条 本学則の改正は、第26条第1項第3号に基づいて行うものとする。

2 本学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、昭和40年4月1日から施行する。

2 施行に関する細則は、別にこれを定める。

3 本学則の改正は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、第27条の入学検定料・入学金・授業料は昭和62年度入学生から適用する。

4 本学則の改正は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第27条の入学検定料・入学金・授業料は平成元年度入学生から適用する。

附 則

5 本学則の改正は、平成2年4月1日から施行する。

ただし、第8条第2項教育職員免許法並びに同法施行規則に規定する授業科目及び単位数は平成2年度入学生から適用する。

なお、第27条の入学検定料・入学金・授業料は平成2年度入学生から適用する。

附 則

6 本学則の改正は、平成3年4月1日から施行する。

第4条に規定する学生定員は、平成8年度までの間は、次のとおりとする。

年 度		平 成 3 年 度		平 成 4 年 度 ～ 平 成 7 年 度		平 成 8 年 度	
学 科	専 攻	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家 政 学 科	服飾デザイン専攻	60人	90人	60人	120人	30人	90人
	食物栄養学専攻	150人	250人	150人	300人	100人	250人

附 則

- 7 本学則の改正は、平成3年4月1日から施行する。
 ただし、第6条第3項に規定する授業科目及び単位数は平成3年度入学生から適用する。
 なお、第27条の入学検定料・入学金・授業料は平成3年度入学生から適用する。

附 則

- 8 本学則の改正は、平成4年4月1日から施行する。
 ただし、第6条第3項に規定する授業科目及び単位数は平成4年度入学生から適用する。
 なお、第27条の入学検定料・入学金・授業料は平成4年度入学生から適用する。

附 則

- 9 本学則の改正は、平成5年4月1日から施行する。
 ただし、第8条第4項に規定する授業科目及び単位数は平成5年度入学生から適用する。

附 則

- 10 本学則の改正は、平成6年4月1日から施行する。
 ただし、第9条第8項に規定する授業科目及び単位数は平成6年度入学生から適用する。

附 則

- 11 本学則の改正は、平成8年4月1日から施行する。
 第5条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年 度		平 成 3 年 度～ 平 成 1 1 年 度		平 成 1 2 年 度	
学 科	専 攻	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家 政 学 科	服飾デザイン専攻	60人	120人	30人	90人
	食物栄養学専攻	150人	300人	100人	250人

附 則

- 12 本学則の改正は、平成8年4月1日から施行する。
 ただし、細則2並びに細則4については、平成8年度入学生から適用する。
 なお、第28条の入学検定料・入学金・授業料は平成8年度入学生から適用する。

附 則

- 13 本学則の改正は、平成9年4月1日から施行する。

ただし、第7条第3項に規定する授業科目及び単位数並びに第9条第9項に規定する各学科の各専攻において取得できる免許状及び資格の種類については平成9年度入学生から適用する。

なお、第9条第9項に規定する授業科目及び単位数は平成9年度入学生から適用する。

附 則

- 14 本学則の改正は、平成11年4月1日から施行する。

ただし、第9条第6項に規定する授業科目及び単位数は平成11年4月1日から適用する。

附 則

- 15 本学則の改正は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、第9条第8項に規定する授業科目及び単位数は平成12年度入学生から適用する。

なお、第28条の入学検定料・入学金・授業料等は平成12年度入学生から適用する。

第5条に規定する学生定員は、平成16年度までの間は、次のとおりとする。

年 度		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
学 科	専 攻	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家 政 学 科	服飾デザイン専攻	58人	114人	56人	110人	54人	106人
	食物栄養学専攻	146人	288人	142人	280人	138人	272人

年 度		平成15年度		平成16年度	
学 科	専 攻	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家 政 学 科	服飾デザイン専攻	52人	102人	50人	100人
	食物栄養学専攻	134人	264人	130人	260人

附 則

- 16 本学則の改正は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、第9条第1項に規定する授業科目及び単位数は平成13年度入学生から適用する。

附 則

- 17 本学則の改正は、平成14年4月1日から施行する。

なお、平成13年度以前の入学生については従前のものを適用する。

第5条に規定する学生定員は、平成16年度までの間は、次のとおりとする。

年 度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
学 科	専 攻	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家 政 学 科	生活デザイン専攻	54人	106人	52人	102人	50人	100人
	食物栄養学専攻	138人	272人	134人	264人	130人	260人

附 則

- 18 本学則の改正は、平成14年4月1日から施行する。

第9条第4項、第5項及び第7項に規定する授業科目及び単位数は平成14年度入学生から適用す

る。

ただし、平成13年度以前の入学生については従前のものを適用する。

なお、第28条の入学検定料・入学金・授業料等は平成14年度入学生から適用する。

附 則

- 19 本学則の改正は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、平成14年度以前の入学生については従前のものを適用する。

第5条に規定する学生定員は、平成16年度までの間は次のとおりとする。

年 度			平成15年度		平成16年度	
学 科	専 攻		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家 政 学 科	生 活 デ ザ イ ン 専 攻		32人	86人	30人	62人
	食 物 栄 養 学 専 攻		104人	242人	100人	204人
幼 児 教 育 学 科			120人	270人	120人	240人

なお、第9条第8項、第9項に規定する授業科目及び単位数並びに第9条第10項、第11項及び第12項に規定する単位数は平成15年度入学生から適用する。

附 則

- 20 本学則の改正は、平成16年4月1日から施行する。

ただし、平成15年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

- 21 本学則の改正は、平成17年4月1日から施行する。

ただし、平成16年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

- 22 本学則の改正は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、平成17年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

- 23 本学則の改正は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、第21条の卒業については平成18年3月1日から施行する。

附 則

- 24 本学則の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 25 本学則の改正は、平成19年4月1日から施行する。

ただし、平成18年度以前の入学生については従前のものを適用する。

なお、中学校教育実習事前事後指導、中学校教育実習、栄養教育実習事前事後指導、栄養教育実習、幼稚園教育実習事前事後指導、幼稚園教育実習Ⅰ、幼稚園教育実習Ⅱについては在學生にも適用す

る。

附 則

- 26 本学則の改正は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 27 本学則の改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 19 年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

- 28 本学則の改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 19 年度以前の入学生については、介護保険事務士、レクリエーションインストラクターの資格取得に係る、第 9 条(卒業の要件等)第 2・8・9 項およびそれに係る専門科目「介護保険事務」「ボランティア演習」を除き、従前のものを適用する。

附 則

- 29 本学則の改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 20 年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

- 30 本学則の改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 20 年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

- 31 本学則の改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 21 年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

- 32 本学則の改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 22 年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

- 33 本学則の改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 34 本学則の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 35 本学則の改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 25 年度以前の入学生については、従前のものを適用する。
なお、第 9 条(卒業の要件等)第 2 項認定ベビーシッター資格の取得、専門科目在宅保育の科目追加及び細則 6 認定ベビーシッター資格認定証履修細則については在学生にも適用する。

附 則

- 36 本学則の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 37 本学則の改正は、平成28年4月1日から施行する。
ただし、平成27年度以前の入学生については、従前のものを適用する。

附 則

- 38 本学則の改正は、平成29年4月1日から施行する。
ただし、平成28年度以前の入学生については、従前のものを適用する。

附 則

- 39 本学則の改正は、平成30年4月1日から施行する。
ただし、平成29年度以前の入学生については、従前のものを適用する。

附 則

- 40 本学則の改正は、平成31年4月1日から施行する。
ただし、平成30年度以前の入学生については、別表1（3）、（4）、（5）及び細則4は、従前のものを適用する。

附 則

- 41 本学則の改正は、令和2年4月1日から施行する。
ただし、平成31年度以前の入学生については、別表1（2）製菓衛生師コース及び細則5、細則7は従前のものを適用する。
なお、第9条(卒業の要件等)第2項「製菓衛生師コースの社会福祉主事任用資格」取得については、在学生にも適用する。

附 則

- 42 本学則の改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 43 本学則の改正は、令和4年4月1日から施行する。
ただし、令和3年度以前の入学生については、従前のものを適用する。

附 則

- 44 本学則の改正は、令和5年4月1日から施行する。
ただし、令和4年度以前の入学生については、従前のものを適用する。

附 則

- 45 本学則の改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
 ただし、令和 5 年度以前の入学生については、従前のものを適用する。
 別表 2 については令和 4 年度以前の入学生については、従前のものを適用する。

附 則

- 46 本学則の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
 ただし、令和 6 年度以前の入学生については、従前のものを適用する。

別表 1

(1) 実践食物学科（一般教養科目）

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
哲 学		2	
環 境 倫 理		2	
文 学		2	
国 語 表 現 法		2	
歴 史 学		2	
日 本 国 憲 法		2	
社 会 学		2	
心 理 学		2	
化 学		2	
生 物 学		2	
情 報 処 理 論		2	講義・演習
情 報 処 理 演 習		2	演習
生 活 科 学		2	
コミュニケーション英語		2	演習
英 会 話		2	演習
体 育		2	講義・実技
日 本 語 I		1	留学生のみ受講可能
日 本 語 II		1	留学生のみ受講可能
日 本 語 III		1	留学生のみ受講可能
日 本 語 IV		1	留学生のみ受講可能
大 学 で 学 ぶ I	1		
大 学 で 学 ぶ II	1		
社 会 人 に な る に は I	1		
社 会 人 に な る に は II	1		

(2) 実践食物学科 専門科目

栄養士コース

種 別	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必 修	選 択	
家 政	家 庭 経 営 学		1	含・家族関係学
	家 庭 経 済 学		1	
	被 服 学 (含・被 服 実 習)		2	
	住 居 学		2	
	保 育 学		2	
社会生活と健康	公 衆 衛 生 学		※2	
	社 会 福 祉 概 論		※2	
人体の構造と機能	解 剖 生 理 学		※2	
	運 動 生 理 学		※1	
	生 化 学		※2	
	生 化 学 特 論		※2	
	解 剖 生 理 学 実 験		※1	
	病 態 生 理 学		※1	
食 品 と 衛 生	食 品 学 総 論		※2	
	食 品 化 学 実 験		※1	
	実 践 食 品 学 実 習		※1	
	食 品 衛 生 学		※2	
	食 品 衛 生 学 実 験		※1	
	病 原 微 生 物 学		※2	
栄 養 と 健 康	栄 養 学 総 論		※2	
	ライフステージと栄養		※2	
	栄 養 学 実 験		※1	
	臨 床 栄 養 学 I		※2	
	臨 床 栄 養 学 II		※2	
	応 用 栄 養 学 実 習		※1	
	臨 床 栄 養 学 実 習		※1	
栄 養 の 指 導	栄 養 指 導 総 論		※2	
	栄 養 指 導 各 論		※2	
	実 践 栄 養 指 導 実 習 I		※1	
	実 践 栄 養 指 導 実 習 II		※1	
	公 衆 栄 養 学		※2	
給 食 の 運 営	給 食 計 画 論		※2	
	給 食 実 務 論		※1	
	給 食 管 理 実 習 (校 内) I		※1	
	給 食 管 理 実 習 (校 内) II		※1	
	給 食 管 理 実 習 (校 外)		※1	
	調 理 学		※2	
	調 理 学 実 習 I		※1	
	調 理 学 実 習 II		※1	
そ の 他 科 目	アンケート作成と簡単統計		2	含・演習
	食 生 活 論		1	
	献 立 作 成 の 基 礎		2	
	食 品 学 各 論		2	
	給食管理実習(校外)事前事後指導		1	
	製 菓 実 習		1	
	ス ポ ー ツ 栄 養 学		2	
卒 業 研 究		2		

※ 栄養士養成課程の必修科目

製菓衛生師コース

種 別	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必 修	選 択	
衛 生 法 規	衛 生 法 規		※2	
公 衆 衛 生 学	公 衆 衛 生 学 I		※2	
	公 衆 衛 生 学 II		※2	
食 品 学	食 品 学 I		※2	
	食 品 学 II		※2	
食 品 衛 生 学	食 品 衛 生 学 I		※2	
	食 品 衛 生 学 II		※2	
	食 品 衛 生 学 III		※2	
	食 品 衛 生 学 IV		※2	含・実習
栄 養 学	栄 養 学 I		※2	
	栄 養 学 II		※2	
社 会	社 会		※2	
製 菓 理 論	製 菓 理 論 I		※2	
	製 菓 理 論 II		※2	
	製 菓 理 論 III		※2	
製 菓 実 習	洋 菓 子 基 礎 実 習		※2	
	製 パ ン 基 礎 実 習		※2	
	和 菓 子 基 礎 実 習		※2	
	洋 菓 子 専 門 実 習		※2	
	製 パ ン 専 門 実 習		※3	
	製 菓 専 門 実 習 I		※2	
	製 菓 専 門 実 習 II		※3	
そ の 他 科 目	調 理 学 総 論		2	
	調 理 学 実 習		1	
	製 菓 演 習 I		1	
	製 菓 演 習 II		1	
	製 菓 演 習 III		1	
	インターンシップ実習 I		1	
	インターンシップ実習 II		1	
	製 菓 特 別 実 習 I		1	
	製 菓 特 別 実 習 II		1	
卒 業 研 究		2		

※ 製菓衛生師養成課程の必修科目

(3) 実践食物学科 教 職 科 目

栄養士コース

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
教 職 論		2	
教 育 原 理		2	含・教育思想史
教 育 心 理 学		2	
特 別 支 援 教 育		2	演習
教 育 社 会 論		1	
教 育 課 程 総 論		2	
家 庭 科 教 育 法		2	
道 徳 教 育 の 理 論 と 方 法		1	
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2	
教 育 方 法 論		2	
情 報 通 信 技 術 と 教 育		1	
生徒指導（進路指導含む。）		2	
教 育 相 談		2	含・カウンセリング
学 校 食 育 論 及 び そ の 実 際		2	

中学校教育実習事前事後指導		1	含・介護等体験
中学校教育実習		4	2年次
栄養教育実習事前事後指導		1	
栄養教育実習		1	
教職実践演習（中学校）		2	演習
教職実践演習（栄養教諭）		2	演習

（４）実践保育学科（一般教養科目）

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
哲 学		2	
環 境 倫 理		2	
文 学		2	
国 語 表 現 法		2	
歴 史 学		2	
日 本 国 憲 法		2	
社 会 学		2	
心 理 学		2	
化 学		2	
生 物 学		2	
情 報 処 理 論		2	講義・演習
情 報 処 理 演 習		2	演習
生 活 科 学		2	
コミュニケーション英語		2	演習
英 会 話		2	演習
体 育 I（実技）		1	実技
体 育 II（講義）		1	講義
日 本 語 I		1	留学生のみ受講可能
日 本 語 II		1	留学生のみ受講可能
日 本 語 III		1	留学生のみ受講可能
日 本 語 IV		1	留学生のみ受講可能
大 学 で 学 ぶ I	1		
大 学 で 学 ぶ II	1		
社 会 人 に な る に は I	1		
社 会 人 に な る に は II	1		

（５）実践保育学科 専 門 科 目

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
子 ど も の 音 楽		2	演習
保 育 音 楽 I		1	演習
保 育 音 楽 II		1	演習
保 育 音 楽 III		1	演習
保 育 音 楽 IV		1	演習
子 ど も の 絵 画		1	演習
子 ど も の 造 形		1	演習
健 康 活 動		2	
人 間 関 係		2	
環 境		2	
国 語 表 現 法		2	含・書写

子 ども の 保 健		2	
子 ども の 健 康 と 安 全		1	演習
子 ども の 食 と 栄 養		2	演習
子 ども 家 庭 支 援 論		2	
児 童 文 化		2	演習
社 会 福 祉		2	2 単位選択必修
子 育 て 支 援		1	
子 ども 家 庭 福 祉		2	
子 ども 家 庭 福 祉 II		2	
保 育 原 理		※2	
社 会 的 養 護 I		2	
子ども家庭支援の心理学		2	
臨 床 心 理 学		2	演習
保 育 実 習 指 導 I		2	演習
保 育 実 習		4	
保 育 実 習 指 導 II		1	演習
保 育 実 習 指 導 III		1	演習
保 育 実 習 II		2	
保 育 実 習 III		2	
乳 児 保 育 I		※2	
乳 児 保 育 II		※1	演習
在 宅 保 育		2	
社 会 的 養 護 II		2	演習
保育内容の理解と方法 I		2	演習
保育内容の理解と方法 II		2	演習
保 育 実 践 演 習		2	演習
ボ ラ ン テ ィ ア に 学 ぶ	2		
ボ ラ ン テ ィ ア 演 習 I	1		
ボ ラ ン テ ィ ア 演 習 II		1	
ボ ラ ン テ ィ ア 演 習 III		1	
卒 業 研 究	2		

※印の内2単位選択必修

(6) 実践保育学科 教 職 科 目

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
教 職 論		2	
教 育 原 理		2	含・教育思想史
教 育 心 理 学		2	
特 別 支 援 教 育		2	演習
教 育 社 会 論		1	
教 育 課 程 総 論		2	
保 育 内 容 総 論		2	演習
保 育 内 容 I a (健 康)		1	演習
保 育 内 容 I b (環 境)		1	演習
保 育 内 容 II a (言 葉)		1	演習
保 育 内 容 II b (人 間 関 係)		1	演習
保 育 内 容 III a (表 現 a)		1	演習
保 育 内 容 III b (表 現 b)		1	演習
保 育 指 導 法		2	
教 育 方 法 論		2	含・情報機器及び教材の活用
幼児理解(教育相談含む。)		2	演習
幼稚園教育実習事前事後指導		1	
幼 稚 園 教 育 実 習 I		2	1 年次
幼 稚 園 教 育 実 習 II		2	2 年次
教 職 実 践 演 習 (幼 稚 園)		2	演習

(7) 介護福祉学科 一般教養科目

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
日 本 国 憲 法		2	
社 会 学	2		
政 治		2	
経 営		2	
国 際 理 解		2	
多 文 化 共 生	2		
文 学		2	
数 学 (基 礎)		2	
生 物 学		2	
情 報 処 理 論 (統 計)		2	講義・演習
体 育		1	講義・演習
英 語 I		1	演習
英 語 II		1	演習
中 国 語 I		1	演習
中 国 語 II		1	演習
韓 国 語 I		1	演習
韓 国 語 II		1	演習
大 学 で 学 ぶ I	1		
大 学 で 学 ぶ II	1		
社 会 人 に な る に は I	1		
社 会 人 に な る に は II	1		
日 本 語 I		1	演習・留学生等受講可能
日 本 語 II		1	演習・留学生等受講可能
日 本 語 III		1	演習・留学生等受講可能
日 本 語 IV		1	演習・留学生等受講可能

(8) 介護福祉学科 専 門 科 目

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
人 間 の 尊 厳 と 自 立 支 援	2		
人間の理解とコミュニケーションの基礎Ⅰ	1		講義・演習
人間の理解とコミュニケーションの基礎Ⅱ	1		講義・演習
社 会 福 祉	2		
介護保険法と介護に関する諸制度	2		
介 護 の 基 本 I	2		
介 護 の 基 本 II	2		
介 護 の 基 本 III	2		
介 護 の 基 本 IV	1		講義・演習
介 護 の 基 本 V	1		講義・演習
介 護 の 基 本 VI	1		講義・演習
コミュニケーション技術Ⅰ	1		講義・演習
コミュニケーション技術Ⅱ	1		講義・演習

生 活 支 援 技 術 I		1	演習
生 活 支 援 技 術 II		1	演習
生 活 支 援 技 術 III		1	演習
生 活 支 援 技 術 IV		1	演習
生 活 支 援 技 術 V		1	演習
生 活 支 援 技 術 VI		1	演習
生 活 支 援 技 術 VII		1	演習
生 活 支 援 技 術 VIII		1	演習
生 活 支 援 技 術 IX		1	演習
生 活 支 援 技 術 X		1	演習
介 護 過 程 I	1		講義・演習
介 護 過 程 II	1		講義・演習
介 護 過 程 III	1		講義・演習
介 護 過 程 IV	1		講義・演習
介 護 過 程 V	1		講義・演習
介 護 総 合 演 習 I		1	演習
介 護 総 合 演 習 II		1	演習
介 護 総 合 演 習 III		1	演習
介 護 総 合 演 習 IV		1	演習
介 護 実 習 I		6	実習
介 護 実 習 II		4	実習
人間の成長と老年期の理解 I		2	
人間の成長と老年期の理解 II		2	
認知症のこころとからだの変化 I		2	
認知症のこころとからだの変化 II		2	
障 害 福 祉 I		2	
障 害 福 祉 II		2	
こころとからだのしくみ I		2	
こころとからだのしくみ II		2	
こころとからだのしくみ III		2	
こころとからだのしくみ IV		2	
医 療 的 ケ ア I		2	
医 療 的 ケ ア II		2	
医 療 的 ケ ア III		1	講義・演習

別表 2

入学検定料・入学金・授業料等

項 目	検 定 料	入 学 金	授 業 料	施 設 設 備 費
金 額	30,000円	280,000円	年額 750,000円	年額 200,000円

項 目	学 科	コ ー ス	金 額
実 験 実 習 料	実 践 食 物 学 科	栄 養 士 コ ー ス	年額 130,000円
		製菓衛生師コース	年額 130,000円
	実 践 保 育 学 科		年額 110,000円
	介 護 福 祉 学 科		年額 150,000円

項 目	科目等履修生選考料	科目等履修生履修料
金 額	5,000円	1 単位 20,000円

※選考料は、学期ごとに徴収する。

なお、休学者の在籍料は、学期ごとに3万円とする。

細則 1

科 目 等 履 修 生 細 則

第 1 条 本学で定められた各学科のうち、本学の学生以外の者で科目等履修生を志望する者があるときには、第 16 条の規定する入学資格を有し、相当の学力があると認められた場合に限って、教授会の承認を得て許可することがある。

第 2 条 科目等履修生を志願する者は、願書に履修しようとする授業科目及び期間を記し、履歴書を添え学長に願い出なくてはならない。

第 3 条 科目等履修生は学期又は学年毎に許可する。

第 4 条 科目等履修生で講義・演習又は実験等に定められた回数を出席し試験に合格した者には、教授会の承認を得て単位を与え、その科目の修了証明書を授与することができる。

第 5 条 前条の単位は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）別表第 1 備考第 5 号の大学が認定した単位として使用することができる。

第 6 条 科目等履修生が 1 学期間に受講できる単位は 15 単位以内とする。

附 則

- 1 本細則は平成 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 聴講生履修細則（昭和 44 年 4 月 1 日細則 1）は、廃止する。

附 則

本細則は平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本細則は平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本細則は平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本細則は平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

細則 2

栄 養 士 養 成 課 程 履 修 細 則

- 第1条 学則第9条第5項の規定により、本学実践食物学科栄養士コースを栄養士養成課程とする。
- 第2条 栄養士養成課程は栄養士法第1条に規定する栄養士の養成を目的とする。
- 第3条 栄養士養成課程の定員は25名とする。
- 第4条 栄養士養成課程を履修できる者は入学時において学長の許可を受け、かつ実践食物学科に在籍する者に限る。なお、規定単位数を修得しないで卒業し、後になって卒業した栄養士養成課程において不足単位を補った場合は、栄養士免許証の取得資格を得ることができる。
- 第5条 栄養士養成課程の修業年限は2年とする。
- 第6条 栄養士養成課程への転入学は認めない。ただし、他の大学の栄養士養成課程の在学者であって残余の履修科目を本学栄養士養成課程において履修することが可能であると認められた者に限り、転入学を許可することがある。
- 第7条 栄養士養成課程の在籍者は、次表に掲げる栄養士法施行規則に定める必修科目を履修し、単位を修得しなければならない。
- 第8条 栄養士養成課程履修の認定は、所定時間についての出席・試験・研究論文・レポート・実験・実習・その他による成績審査に合格した者とする。

附 則

本細則は昭和51年4月1日から適用する。

附 則

本細則は平成2年4月1日から適用する。

附 則

本細則は平成5年4月1日から適用する。

附 則

本細則は平成6年4月1日から適用する。

附 則

本細則は平成8年4月1日から適用する。

附 則

本細則は平成12年4月1日から適用する。

附 則

本細則は平成13年4月1日から適用する。

附 則

1 本細則は平成14年4月1日から適用する。

2 平成13年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

1 本細則は平成18年4月1日から適用する。

2 平成17年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

1 本細則は平成18年4月1日から適用する。

2 平成17年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

1 本細則は平成21年4月1日から適用する。

2 平成20年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

1 本細則は平成21年4月1日から適用する。

2 平成20年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

1 本細則は平成22年4月1日から適用する。

2 平成21年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

1 本細則は平成28年4月1日から適用する。

2 平成27年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

1 本細則は平成29年4月1日から適用する。

2 平成28年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

本細則は平成31年4月1日から適用する。

- 附 則
- 1 本細則は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
 - 2 令和 6 年度以前の入学生については従前のものを適用する。

栄 養 士 養 成 課 程 必 修 科 目 及 び 単 位 数

必修科目		単位数				履修方法	備考
		計	講義 演習	実験 実技 実習 (校内)	実習 (校外)		
一般教養科目(選択必修科目)							
哲学	12 単位 以上	2			講義		
環境倫理		2			講義		
文 学		2			講義		
国語表現法		2			講義		
歴史学		2			講義		
日本国憲法		2			講義		
社会学		2			講義		
心理学		2			講義		
化学		2			講義		
生物学		2			講義		
情報処理論		2			講義・演習		
情報処理演習		2			演習		
生活科学		2			講義		
コミュニケーション英語		2			演習		
英会話		2			演習		
体育		2			講義・実技		
専門科目(必修科目)							
教育内容	科目名						
社会生活と健康	公衆衛生学	4	2			講義	
	社会福祉概論		2			講義・演習	
人体の構造と機能	解剖生理学	9	2			講義	
	運動生理学		1			講義	
	生化学		2			講義	
	生化学特論		2			講義	
	解剖生理学実験			1		実験	
食品と衛生	病態生理学	9	1			講義	
	食品学総論		2			講義	
	食品化学実験			1		実験	
	実践食品学実習			1		実習	
	食品衛生学		2			講義	
	食品衛生学実験			1		実験	
栄養と健康	病原微生物学	11	2			講義	
	栄養学総論		2			講義	
	ライフステージと栄養		2			講義	
	栄養学実験			1		実験	
	臨床栄養学Ⅰ		2			講義	
	臨床栄養学Ⅱ		2			講義	
	応用栄養学実習			1		実習	
	臨床栄養学実習			1		実習	
栄養の指導	栄養指導総論	8	2			講義	
	栄養指導各論		2			講義	
	実践栄養指導実習Ⅰ			1		実習	
	実践栄養指導実習Ⅱ			1		実習	
	公衆栄養学		2			講義	
給食の運営	給食計画論	10	2			講義	
	給食実務論		1			講義	
	給食管理実習(校内)Ⅰ			1		実習	
	給食管理実習(校内)Ⅱ			1		実習	
	給食管理実習(校外)				1	実習	
	調理学		2			講義	
	調理学実習Ⅰ			1		実習	
	調理学実習Ⅱ			1		実習	
専門科目合計		51	37	13	1		
合 計		63	62		1		

細則 3

学校図書館司書教諭資格取得の履修細則

第1条 学校図書館司書教諭の資格を取得するための科目を履修し、単位を修得できる者は、中学校教諭二種免許状を取得するものでなければならない。

第2条 学校図書館司書教諭の資格を取得するための科目及び単位は次のとおりとする。

科 目	単 位
学 校 経 営 と 学 校 図 書 館	2
学 校 図 書 館 メ デ ィ ア の 構 成	2
学 習 指 導 と 学 校 図 書 館	2
読 書 と 豊 かな 人 間 性	2
情 報 メ デ ィ ア の 活 用	2

第3条 前条に規定する科目を履修し、単位を修得した者で、学校図書館司書教諭の資格を取得しようとする者は、学校図書館司書教諭講習規程第6条による修了証書の授与が必要であるので卒業後学校図書館法第5条の規定に基づいて開催される学校図書館司書教諭講習受講の手続きを行い、この旨を本学に通知するものとする。

附 則

本細則は昭和45年 4月 1日から適用する。

附 則

本細則は平成11年 4月 1日から適用する。

細則 4

指 定 保 育 士 養 成 施 設 履 修 細 則

第1条 学則第9条第6項の規定による保育士養成については、実践保育学科を保育士を養成する施設（以下「指定保育士養成施設」という）とする。

第2条 指定保育士養成施設の科目を履修し、単位を修得できる者は実践保育学科に在籍する者に限る。なお、保育士資格を取得しないで卒業し、後になって指定保育士養成施設において不足科目の単位を補うことにより、保育士資格を取得することができる。

第3条 指定保育士養成施設への転科は認めない。ただし、他の大学の指定保育士養成施設の在学者であって、残余の履修科目を本学指定保育士養成施設において履修することが可能であると認められた者に限り、転入学を許可することがある。

第4条 指定保育士養成施設のカリキュラムは次表のとおりとする。

第5条 実践保育学科の在籍者で指定保育士養成施設の所定の科目を履修し、単位を修得した者が保育士証を取得するには、指定登録機関に登録しなければならない。又、幼稚園教諭二種免許状の所定の科目を履修し、単位を修得した者については同時に同免許状の授与を授与権者に願い出ることができる。

第6条 学則第8条第1項（2）による別に定める実習科目時間数は、保育実習について40時間の授業をもって1単位とする。

附 則

本細則は昭和48年 4月 1日から適用する。

附 則

本細則は平成 2年 4月 1日から適用する。

附 則

本細則は平成 4年 4月 1日から適用する。

附 則

本細則は平成 6年 4月 1日から適用する。

附 則

本細則は平成 8年 4月 1日から適用する。

附 則

本細則は平成11年 4月 1日から適用する。

附 則

本細則は平成12年 4月 1日から適用する。

附 則

本細則は平成13年 4月 1日から適用する。

附 則

- 1 本細則は平成14年 4月 1日から適用する。
- 2 平成13年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

本細則は平成15年11月29日から適用する。

附 則

本細則は平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 本細則は平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 22 年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

- 1 本細則は平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 27 年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

- 1 本細則は平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 30 年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

本細則は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

保育士養成課程

	教 科 目	単 位 数		備 考
		必修	選択	
教 養 科 目	哲 学		2	
	環 境 倫 理		2	
	文 学		2	
	日 本 国 憲 法		2	
	社 会 学		2	
	心 理 学		2	
	化 学		2	
	生 物 学		2	
	情 報 処 理 論		2	講義・演習
	コミュニケーション英語		2	演習
	体育Ⅰ（実技）	1		実技
	体育Ⅱ（講義）	1		講義

	系列	教 科 目	単 位 数		備 考
			必修	選択	
必 修 科 目	保育の本質・目的	保 育 原 理	2		
		教 育 原 理	2		
		子ども家庭福祉	2		
		社 会 福 祉	2		
		子ども家庭支援論	2		
		社会的養護Ⅰ	2		
		教 職 論	2		
	保育の対象の理解	教育心理学	2		
		子ども家庭支援の心理学	2		
		幼児理解（教育相談含む）	2		演習
		子どもの保健	2		
		子どもの食と栄養	2		演習
	保育の内容・方法	教育課程総論	2		
		保育内容総論	2		演習
		保育内容Ⅰa（健康）	1		演習
		保育内容Ⅰb（環境）	1		演習
		保育内容Ⅱa（言葉）	1		演習
		保育内容Ⅱb（人間関係）	1		演習
		保育内容Ⅲa（表現a）	1		演習
		保育内容Ⅲb（表現b）	1		演習
		保育内容の理解と方法Ⅰ	2		演習
		保育内容の理解と方法Ⅱ	2		演習
		乳 児 保 育 Ⅰ	2		
		乳 児 保 育 Ⅱ	1		演習
		子どもの健康と安全	1		演習
		特別支援教育	2		演習
		社 会 的 養 護 Ⅱ	2		演習
		子 育 て 支 援	1		演習
	保育実習	保育実習指導Ⅰ	2		演習
		保 育 実 習	4		
	総合演習	保育実践演習	2		演習
	合 計		55		

	系列	教 科 目	単 位 数		備 考
			必修	選択	
選 択 科 目	保育の本質・目的	子ども家庭福祉Ⅱ		2	
	保育の対象の理解	臨 床 心 理 学		2	演習
	保育の内容・方法	児 童 文 化		2	演習
		子どもの音楽	2		演習
		保 育 音 楽 Ⅰ		1	演習
		保 育 音 楽 Ⅱ		1	演習
		保 育 音 楽 Ⅲ		1	演習
		保 育 音 楽 Ⅳ		1	演習
		子どもの絵画		1	演習
		子どもの造形		1	演習
	保育実習	保育実習指導Ⅱ	1	1	いずれかを必修
		保育実習指導Ⅲ			
		保 育 実 習 Ⅱ	2	2	いずれかを必修
		保 育 実 習 Ⅲ			
	合 計		5	15	

※教養科目 8 単位以上、専門必修科目 5 5 単位以上、
専門選択必修科目 9 単位以上、合計 7 2 単位以上
履修しなければならない。

細則 5

食品科学技術認定証書取得の履修細則

第1条 食品科学技術認定証書を取得し、フードサイエンティストと称するための科目を履修し、単位を修得できる者は、本学実践食物学科に在籍する者に限る。

第2条 食品科学技術認定証書を取得するための科目及び単位は次のとおりとする。

	分 野	計		栄養士コース			製菓衛生師コース		
				科 目	単 位	履修方法	科 目	単 位	履修方法
基礎必修科目	食品科学分野	6	4	食品学総論	2	講義	食品学Ⅰ	2	講義
				食品学各論	2	講義	食品学Ⅱ	2	講義
		2		食品化学実験 実践食品学実習	1 1	実験 実習	製菓専門実習Ⅰ	2	実習
	食品微生物学分野	5	4	食品衛生学 病原微生物学	2 2	講義 講義	食品衛生学Ⅰ 食品衛生学Ⅱ	2 2	講義 講義
		1		食品衛生学実験	1	実験	食品衛生学Ⅳ (含・実習)	2	講義 実習
	小 計	1	1		1	1		1	2
特別研修	特別研修	9	4	解剖生理学 生化学	2 2	講義 講義	製菓理論Ⅰ 調理学総論	2 2	講義 講義
			5	栄養学実験 実践栄養指導実習Ⅰ	1 1	実験 実習	洋菓子基礎実習 製パン基礎実習	2 2	実習 実習
				給食管理実習Ⅱ	1	実習	調理学実習	1	実習
				調理学実習Ⅰ	1	実習			
				調理学実習Ⅱ	1	実習			
	小 計	9			9			9	
資格認定研修		研修会に参加							

第3条 前条に規定する科目を履修し、単位を修得した者で、食品科学技術認定証書を取得しようとする者は、所定の手続を経て食品科学技術認定証書の授与を願い出ることができる。

附 則

本細則は平成15年 4月 1日から適用する。

附 則

- 1 本細則は平成18年 4月 1日から適用する。
- 2 平成17年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

- 1 本細則は平成21年 4月 1日から適用する。
- 2 平成20年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

- 1 本細則は平成22年 4月 1日から適用する。
- 2 平成21年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

本細則は平成23年 4月 1日から適用する。

附 則

- 1 本細則は平成28年 4月 1日から適用する。
- 2 平成27年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

- 1 本細則は平成29年 4月 1日から適用する。
- 2 平成28年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

- 1 本細則は令和2年 4月 1日から適用する。
- 2 平成31年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

- 1 本細則は令和6年 4月 1日から適用する。

細則 6

認定ベビーシッター資格認定証取得の履修細則

第1条 認定ベビーシッター資格認定証を取得するための科目を履修し、単位を修得できる者は、保育士証を取得する者でなければならない。

第2条 認定ベビーシッター資格認定証を取得するためには保育士資格取得に必要な科目の他に「在宅保育」に関する科目（2単位）を修得しなければならない。

	科 目	単 位	履修方法
専門科目	在 宅 保 育	2	講 義

第3条 上記の条件を満たし資格の取得を希望する者は、所定の手続を経て、全国保育サービス協会にて認定ベビーシッターとして登録され、認定ベビーシッター資格認定証が交付される。

第4条 既に保育士の資格を取得している者であって、本学において科目等履修生として「在宅保育」を履修し、その単位を修得した者は認定ベビーシッター資格認定証の交付申請ができる。

第5条 認定ベビーシッター資格認定証の交付申請に関する手続き及び経費については、別にこれを定める。

附 則

本細則は平成26年 4月 1日から適用する。

細則 7

製菓衛生師養成課程履修細則

第1条 学則第9条第9項の規定により、本学実践食物学科製菓衛生師コースを製菓衛生師養成課程とする。

第2条 製菓衛生師養成課程の定員は25名とする。

第3条 製菓衛生師養成課程の修業年限は2年とする。

第4条 製菓衛生師養成課程を履修できる者は、学長の許可を受け実践食物学科に在籍する者に限る。なお、規定単位数を修得しないで卒業し、後になって卒業した製菓衛生師養成課程において不足単位を補った場合は、製菓衛生師受験資格を得ることができる。

第5条 製菓衛生師養成課程の在籍者は、製菓衛生師法施行令に定める別表の科目を履修し、単位を修得しなければならない。

第6条 前条に基づく製菓衛生師養成課程の科目履修の単位及び時間数は、別表のとおりとする。

第7条 製菓衛生師養成課程への転入学は認めない。ただし、他の大学の在学者であって残余の履修科目を本学において履修することが可能であると認められた者に限り、転入学を許可することがある。

第8条 製菓衛生師養成課程において、各授業科目の出席時間数が3分の2に満たない者については、認定試験を認めない。

第9条 製菓衛生師の免許を取得するには、本学製菓衛生師養成課程を修了した後、指定試験機関が実施する製菓衛生師試験に合格しなければならない。

附 則

本細則は平成29年4月1日から適用する。

附 則

本細則は平成31年4月1日から適用する。

附 則

- 1 本細則は令和2年4月1日から適用する。
- 2 平成31年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

- 1 本細則は令和7年4月1日から適用する。
- 2 令和6年度以前の入学生については従前のものを適用する。

製菓衛生師養成施設指定基準に基づく教科科目

養成施設指定基準		本学で開設する授業科目					
教科科目	総時間数	授業科目	講義 時間	実習 時間	単位数	必・ 選	備考
衛生法規	30	衛生法規	30		2	必修	
公衆衛生学	60	公衆衛生学Ⅰ	30		2	必修	
		公衆衛生学Ⅱ	30		2	必修	
食品学	60	食品学Ⅰ	30		2	必修	
		食品学Ⅱ	30		2	必修	
食品衛生学	120	食品衛生学Ⅰ	30		2	必修	
		食品衛生学Ⅱ	30		2	必修	
		食品衛生学Ⅲ	30		2	必修	
		食品衛生学Ⅳ(含・実習)	6	24	2	必修	
栄養学	60	栄養学Ⅰ	30		2	必修	
		栄養学Ⅱ	30		2	必修	
社会	30	社会	30		2	必修	
製菓理論	90	製菓理論Ⅰ	30		2	必修	
		製菓理論Ⅱ	30		2	必修	
		製菓理論Ⅲ	30		2	必修	
製菓実習	480	洋菓子基礎実習		60	2	必修	
		製パン基礎実習		60	2	必修	
		和菓子基礎実習		60	2	必修	
		洋菓子専門実習		60	2	必修	
		製パン専門実習		90	3	必修	
		製菓専門実習Ⅰ		60	2	必修	
		製菓専門実習Ⅱ		90	3	必修	
		計			46		

細則 8

介護福祉士養成課程履修細則

- 第1条 学則第9条第10項の規定により、本学介護福祉学科を介護福祉士養成課程とする。
- 第2条 介護福祉士養成課程の定員は2学級として80名とする。
- 第3条 介護福祉士養成課程の修業年限は2年とする。
- 第4条 介護福祉士養成課程を履修できる者は、学長の許可を受け介護福祉学科に在籍する者に限る。
- 第5条 介護福祉士養成課程の在籍者は、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）に定める別表の科目を履修し、単位を修得しなければならない。
- 第6条 前条に基づく介護福祉士養成課程の科目履修の単位及び時間数は、別表のとおりとする。
- 第7条 介護福祉士養成課程への転入学は認めない。
- 第8条 介護福祉士養成課程履修の認定は、各授業科目の出席時間数が3分の2（介護実習については5分の4）を満たし、試験・レポート・実習・その他による成績審査に合格した者とする。

附 則

本細則は平成30年 4月 1日から適用する。

附 則

本細則は令和2年 4月 1日から適用する。

附 則

本細則は令和3年 4月 1日から適用する。

附 則

- 1 本細則は令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和4年度以前の入学生については、別表1（6）（7）介護福祉学科及び細則8は従前のものを適用する。

介護福祉士養成施設指定基準に基づく教科科目

区分		養成施設指定基準		本学で開設する授業科目				
		科目	時間数	授業科目	時間数	単位数	必・選	備考
人間と社会	専門科目	人間の尊厳と自立	30	人間の尊厳と自立支援（講義）	30	2	必修	
		人間関係とコミュニケーション	60	人間の理解とコミュニケーションの基礎Ⅰ（講義・演習）	30	1	必修	
				人間の理解とコミュニケーションの基礎Ⅱ（講義・演習）	30	1	必修	
		社会の理解	60	社会福祉（講義）	30	2	必修	
				介護保険法と介護に関する諸制度（講義）	30	2	必修	
	一般教養科目	選択科目	90	日本国憲法（講義）	90	8	選択	※社会学、多文化共生は必修
				社会学（講義）				
				政治（講義）				
				経営（講義）				
				多文化共生（講義）				
				国際理解（講義）				
				数学（基礎）（講義）				
				生物学（講義）				
				情報処理論（統計）（演習）				
介護	専門科目	介護の基本	180	介護の基本Ⅰ（講義）	30	2	必修	
				介護の基本Ⅱ（講義）	30	2	必修	
				介護の基本Ⅲ（講義）	30	2	必修	
				介護の基本Ⅳ（講義・演習）	30	1	必修	
				介護の基本Ⅴ（講義・演習）	30	1	必修	
				介護の基本Ⅵ（講義・演習）	30	1	必修	
		コミュニケーション技術	60	コミュニケーション技術Ⅰ（講義・演習）	30	1	必修	
				コミュニケーション技術Ⅱ（講義・演習）	30	1	必修	
		生活支援技術	300	生活支援技術Ⅰ（演習）	30	1	選択	
				生活支援技術Ⅱ（演習）	30	1	選択	
				生活支援技術Ⅲ（演習）	30	1	選択	
				生活支援技術Ⅳ（演習）	30	1	選択	
				生活支援技術Ⅴ（演習）	30	1	選択	
				生活支援技術Ⅵ（演習）	30	1	選択	
				生活支援技術Ⅶ（演習）	30	1	選択	
				生活支援技術Ⅷ（演習）	30	1	選択	
				生活支援技術Ⅸ（演習）	30	1	選択	
				生活支援技術Ⅹ（演習）	30	1	選択	
		介護過程	150	介護過程Ⅰ（講義・演習）	30	1	必修	
				介護過程Ⅱ（講義・演習）	30	1	必修	
				介護過程Ⅲ（講義・演習）	30	1	必修	
				介護過程Ⅳ（講義・演習）	30	1	必修	
				介護過程Ⅴ（講義・演習）	30	1	必修	
		介護総合演習	120	介護総合演習Ⅰ（演習）	30	1	選択	
				介護総合演習Ⅱ（演習）	30	1	選択	

				介 護 総 合 演 習 Ⅲ （演習）	30	1	選択			
				介 護 総 合 演 習 Ⅳ （演習）	30	1	選択			
こころとからだのしくみ		介 護 実 習	450	介 護 実 習 Ⅰ （実習）	270	6	選択			
				介 護 実 習 Ⅱ （実習）	180	4	選択			
				発 達 と 老 化 の 理 解	60	人間の成長と老年期の理解Ⅰ（講義）	30	2	選択	
						人間の成長と老年期の理解Ⅱ（講義）	30	2	選択	
	認 知 症 の 理 解	60	認知症のこころとからだの変化Ⅰ（講義）	30	2	選択				
			認知症のこころとからだの変化Ⅱ（講義）	30	2	選択				
	障 害 の 理 解	60	障 害 福 祉 Ⅰ （講義）	30	2	選択				
			障 害 福 祉 Ⅱ （講義）	30	2	選択				
	こころとからだのしくみ	120	こころとからだのしくみⅠ（講義）	30	2	選択				
			こころとからだのしくみⅡ（講義）	30	2	選択				
			こころとからだのしくみⅢ（講義）	30	2	選択				
			こころとからだのしくみⅣ（講義）	30	2	選択				
	医 療 的 ケ ア	50	医 療 的 ケ ア Ⅰ （講義）	30	2	選択				
			医 療 的 ケ ア Ⅱ （講義）	30	2	選択				
医 療 的 ケ ア Ⅲ （講義・演習）			30	1	選択					
合計			1, 850		1, 890					